

令和5年12月13日

依頼者様各位

行政書士佐藤誠三事務所
行政書士 佐藤 誠 三

行政書士業務に係る料金の最低金額について

標記のことについて、令和5年3月19日施行の細則を下記のとおり改定し、令和5年12月13日以降の業務契約分から適用します。なお、他の法律において制限を受ける業務及び別途定める業務は含まれません。

記

業 務 名	最低料金（総額表示）	備 考
法人設立に関する書類の作成、手続	84,000円	
議事録の作成	4,000円	
議事録など総会に関する書類の作成	8,000円	
任意後見契約に関する書類の作成	40,000円	
上記以外の契約書類の作成	8,000円	
融資申込書など金融機関に提出する書類の作成	24,000円	
遺言書の作成指導	16,000円	
遺言書の起案及び作成指導	32,000円	
遺産分割協議書の作成	32,000円	
財産目録の作成	8,000円	
財産調査	8,000円	
相続分がないことの証明書の作成	10,000円	

※ 上記に係る料金に対して契約維持手数料（10%に消費税率（標準税率）と同じ率を加算した率を料金に乗じて計算します。なお、100円未満の端数は切捨てとし、最低金額は1千円とします。）を別途加算します。